

# 三原市認知症高齢者等事前登録制度のお知らせ

認知症は誰でもかかる可能性のある病気です。

認知症になると、判断力や記憶力が低下して、外出したまま家に戻れなくなってしまう場合があります。事故などの危険が伴う場合もあり、ご本人も含めご家族にとってはとても心配なものです。

三原市では、認知症により行方不明になるおそれのある人を市に登録する「認知症高齢者等事前登録制度」を実施しています。登録した情報は、市と担当圏域の包括支援センターが共有し、日ごろの見守りや行方不明時の早期発見に活用します。

## 事前登録の対象になる人

- 認知症のご本人が、三原市に住所を有する40歳以上の市民であること
- 要介護認定における主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上又は主治医意見書で認知症の診断を確認できる人
- 要介護認定における主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がA2以下の人

次の方は対象になりません。

### ①施設に入所している方

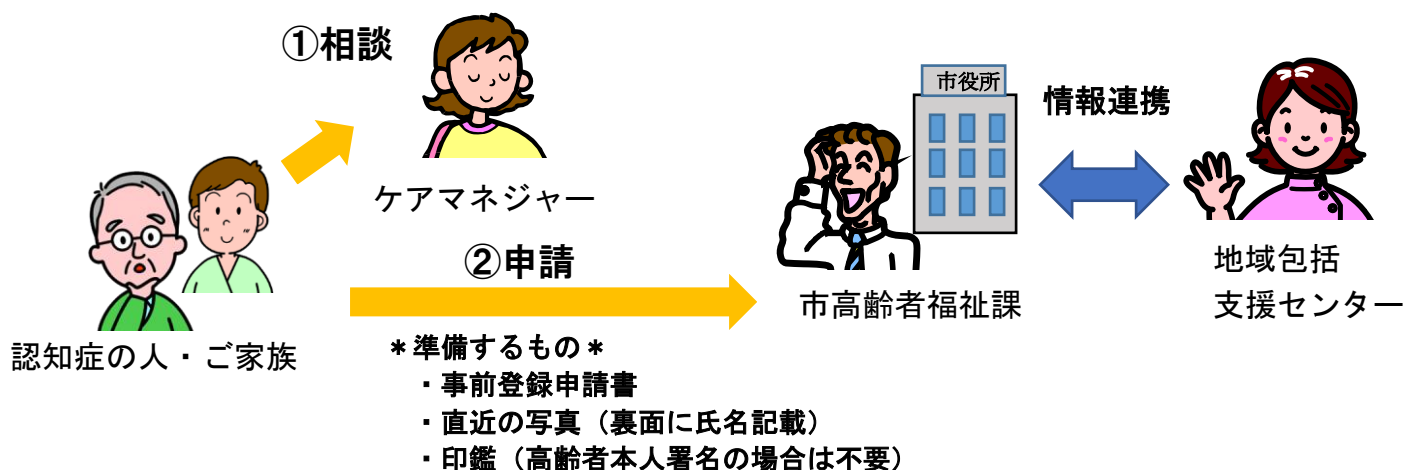
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、病院、救護施設、更生施設、養護老人ホーム

### ②障害福祉サービスのうち、療養介護、施設入所支援、共同生活援助のサービスを利用する方



## 加入の申し込み

申請書は市高齢者福祉課に提出してください。市で、加入要件の確認を行い、後日結果通知書を郵送します。要件を満たしているかは、担当のケアマネジャーにご相談ください。



## 個人賠償責任保険について

事前登録された方のうち、希望される方は個人賠償責任保険に加入できます。

保険料 無料

保険金額 1回の事故につき、1億円まで

※事前申請とは別に申請が必要です。

## 問い合わせ先

三原市保健福祉部高齢者福祉課

電話

0848-67-6055

メール

[kaigo@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:kaigo@city.mihara.hiroshima.jp)